

保護者の皆様

広陵町立広陵中学校

インフルエンザによる出席停止期間の基準について（お知らせとお願い）

平素は本校教育にご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
 さて、3 学期に入り本校でもインフルエンザの発症がみられ、今後流行が心配されます。以前から保健だより等でお知らせいたしましたように、平成 24 年 4 月 1 日よりインフルエンザの出席停止期間の基準が下記の通り変更されていますので、ご確認ください。学校での集団感染を防ぐためにも、何とぞご理解のほどよろしく願いいたします。

記

1・インフルエンザの出席停止期間<学校保健安全法施行規則第 19 条>

**「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日(幼児にあつては 3 日)を経過するまで」**

2・インフルエンザの出席停止期間早見表

□		発症日	発症後					発症後5日を経過した後		
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例 1	発症後 1日目に 解熱した場合	発症	<b>解熱</b>	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後5日 目以内 のため	発症後5日 目以内 のため			
		出席停止	出席停止					登校可能		
例 2	発症後 2日目に 解熱した場合	発症	発熱	<b>解熱</b>	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後5日 目以内 のため			
		出席停止	出席停止					登校可能		
例 3	発症後 3日目に 解熱した場合	発症	発熱	発熱	<b>解熱</b>	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止					登校可能		
例 4	発症後 4日目に 解熱した場合	発症	発熱	発熱	発熱	<b>解熱</b>	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止					出席停止	登校可能	
例 5	発症後 5日目に 解熱した場合	発症	発熱	発熱	発熱	発熱	<b>解熱</b>	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
		出席停止	出席停止					出席停止	出席停止	登校可能

抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っていると  
 いわれています。また、インフルエンザは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります。(二峰性発熱)  
 出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えることで罹患者の回復や感染拡大を防ぐことにつながり  
 ます。

※ 発症日は、0日目と考えます。 発症日とは、病院に受診した日ではなく、インフルエンザ症状が  
 始まった日です。病院受診時に発症日を確認してください。

※ 診断書は必要ありません。